

南木曾町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 南木曾町

事 業 名 : 南木曾町農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 28 年度

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (供用開始後16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	2635.71 人/km ²	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事業開始時(平成12年度)より汚泥の広域処理を実施		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	当町では事業開始時から平成17年度までは用途別料金体系を採用していたが、平成18年度からは従量料金体系に移行した。また、平成26年度に収入不足額の補てんおよび消費税増税分について料金を改定を行った。この時の改定率は、料金5%増及び消費税分3%増である。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	設定なし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	設定なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	4,320 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	4,971 円
	平成26年度	4,320 円		平成26年度	4,917 円
	平成25年度	4,000 円		平成25年度	4,629 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料(税込)をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計(税込)を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	係5名中、上下水道兼務2名、下水道担当1名																																																																																		
事業運営組織	<p>上下水道係の職員数は5人であり、40歳以上の職員が全体の3/5を占めている。なお、生活排水課担当の主査は下水道担当の職員であり、料金担当の主事は下水道と兼任である。</p> <p style="text-align: center;">職種・年齢別の職員数(平成28年度)</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>職名 区分</th> <th>上下水道 係長</th> <th>上下水道 係主幹</th> <th>上下水道 係主査</th> <th>上下水道 係主任</th> <th>上下水道 係主事</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>20～25歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>25～30歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>30～35歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>35～40歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>40～45歳 未満</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>45～50歳 未満</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>50～55歳 未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>55歳以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <div style="display: inline-block; vertical-align: top;"> <p>建設環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設係 環境住宅係 上下水道係(計5名) <ul style="list-style-type: none"> 総括(1名) 簡易水道担当 主幹 小規模水道担当 (1名) 簡易水道担当 主任 (1名) 生活排水担当 主査 (1名) 料金担当 主事 (1名) <p style="text-align: center;">南木曾町建設環境課の組織体制(平成28年度)</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道担当 水道担当 下水道担当 その他 </div>						職名 区分	上下水道 係長	上下水道 係主幹	上下水道 係主査	上下水道 係主任	上下水道 係主事	計	20歳未満						0	20～25歳 未満						0	25～30歳 未満				1	1	2	30～35歳 未満						0	35～40歳 未満						0	40～45歳 未満	1		1			2	45～50歳 未満		1				1	50～55歳 未満						0	55歳以上						0	計	1	1	1	1	1	5
職名 区分	上下水道 係長	上下水道 係主幹	上下水道 係主査	上下水道 係主任	上下水道 係主事	計																																																																													
20歳未満						0																																																																													
20～25歳 未満						0																																																																													
25～30歳 未満				1	1	2																																																																													
30～35歳 未満						0																																																																													
35～40歳 未満						0																																																																													
40～45歳 未満	1		1			2																																																																													
45～50歳 未満		1				1																																																																													
50～55歳 未満						0																																																																													
55歳以上						0																																																																													
計	1	1	1	1	1	5																																																																													

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理委託 ・汚泥処理業務委託 ・環境整備委託 ・設計委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 経営の基本方針

【経営理念】

- 生産性の高い農業の実現
豊富な水資源の水質を保全し、生産性の高い農業を実現するため、汚水を適正に処理し、快適で衛生的な環境を創造する。
- 安定した経営
中長期的な視点で将来を見据えた計画を立案し、経営の効率化、健全化を目指し、持続可能な運営を実現する。

【基本方針】

- 経費の削減
 - ①発注方式の見直し
入札参加条件を付けた上で現状より入札公募範囲を広げ、競争の原理により業務の質を維持しながら費用の削減を図る。
 - ②維持管理費の削減
公共下水道も含めた広域的な維持管理の検討により、維持管理費の削減を図る。また、将来的な公共下水道事業との処理場の統合を見据えた検討を行う。
- 水洗化率の向上
戸別訪問による説明、印刷物による広報などの対策により、水洗化率の向上を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

■投資計画			西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
工種	設備	工事対象	平成	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
機械	ポンプ設備	曝気攪拌装置			6百万円										
	ポンプ設備	破砕機				3百万円									
	ポンプ設備	攪拌ポンプ他					3百万円								
	維持管理費全般							3百万円							
調査・委託	企業会計移行業務	固定資産清算		5.9百万円											
	企業会計移行業務	システム導入等			3百万円	3.2百万円									
	企業会計移行業務	システム利用料					0.8百万円								

② 収支計画のうち財源についての説明

■分担金の見直し ・新規接続はほとんど見込まれないため、安全側としてゼロに設定 ■使用料収入の見直し ・使用料収入は過去5年間(H23～H27)の収入実績に基づき推計 ・滞納金、量水器使用料は、過年度の実績より1万円に設定 ■繰入金に関する事項 ・一般職員の人件費相当分を繰入 ・元利償還金と平準化債の差金を繰入 ・維持管理費の内、使用料収入の不足分を繰入 ■国庫補助金に関する事項 ・現状の補助率で算定	■町債に関する事項 ①平準化債の借入れ条件は以下の通り ・金額は現況ベース(13,000,000円)とする ・返済方法:半年賦元金均等償還、据え置き無し ・償還期間:20年、利率:0.95% ②農業集落排水事業債の借入れ条件は以下の通り ・事業費から国庫補助金および平準化債を除いた額を、農業集落排水事業債とする ・返済方法:半年賦元利均等償還、据え置き5年 ・償還期間:30年、利率:0.2%
--	--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■委託関連			西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
工種	設備	工事対象	平成	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
調査・委託	長寿命化計画	最適構想		2.8百万円	4百万円										
	経営戦略業務									4百万円					2百万円

■総務費 ・安全側として過去5ヶ年(H23年～H27年)の最高値に設定 ■公債費 ・償還予定表に将来事業分の償還金を加算して算定	■施設管理費 ・維持管理委託料は過去5ヶ年(H23年～H27年)の伸び率を考慮して算定 ・維持管理委託料以外は、過去5ヶ年(H23年～H27年)の平均値に設定
---	--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	汚泥処理について、現状通り広域処理を継続する。 また、将来の下水道事業との処理場の統合を見据えた検討を行う。
投資の平準化に関する事項	処理場については、現在長寿命化計画を策定中であり、今後は長寿命化計画に基づいた計画的な改築・更新を実行し、投資費用の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現状の維持管理委託の内容を精査し、原材料のかからない簡易な補修(塗装など)は委託範囲に含めるものとし、施設の延命化を図る。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料金は平成26年度に改定を行っており、以後3～5年を目途に改定の検討を実施する。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	収支不足が発生する状況が見込まれる場合は、経費節減を行いながら、一般会計からの繰入金や起債計画など検討し資金不足の解消に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の維持管理について、下水道処理場との一括した維持管理委託や、近隣他都市と連携した広域的な維持管理委託による経費削減を図り、導入検討を行う。
職員給与費に関する事項	現状、農業集落排水業務に係る人材は1名であり、人員の削減は望めない状況である。
動力費に関する事項	機器更新の際に省エネタイプを選択する等により動力費の削減を図る。
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を行い、緊急対応としての修繕費用の削減を図る。
委託費に関する事項	発注方式を見直し、入札参加条件を付けた上で現状より入札公募範囲を広げ、競争の原理により業務の質を維持しながら費用の削減を図る。また、使用料徴収の際の検針について、現状と同様に民間業者に委託せず、町で直接雇用した職員(パート・アルバイト等)が担当することにより、委託費用の節制を継続する。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	総務省公表の経営比較分析表を活用し、毎年度事業の進捗を確認する。また、5年に1度経営戦略の見直しを図る計画である。
---------------------	---

経営比較分析表

長野県 南木曾町	業務名	業種名	類似団体の区分	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	法非適用	下水道事業	F3	4,553	215.93	21.09
	資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	有収率 (%)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
	-	該当数値なし	16.97	765	0.28	2,732.14
			1か月20m ³ 当たり処理料金 (円)			
			4,000			

グラフ凡例
 ■ 当該団体値 (当該値)
 - 類似団体平均値 (平均値)
 [] 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	75.30	81.88	82.15	85.25	79.41
平均値					

【単年度の収支】

②累積欠損金比率 (%)

該当数値なし

③流動比率 (%)

該当数値なし

④企業債残高対事業債残高比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	0.00	1.316.70	1.224.75	1.144.05	1.117.11
平均値					

【債務残高】

2. 老朽化の状況

⑤経費回収率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	69.54	60.05	64.40	69.34	54.54
平均値	43.24	42.13	42.48	41.04	41.08

【料金水準の適切性】

⑥汚水処理原価 (円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	331.27	387.47	356.77	337.22	454.63
平均値	338.76	348.41	343.80	357.08	378.08

【費用の効率性】

⑦施設利用率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	33.18	32.74	32.74	31.17	30.49
平均値	44.65	46.85	46.06	45.95	44.69

【施設の効率性】

⑧水洗化率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	82.71	84.49	84.17	85.03	84.84
平均値	73.60	73.78	72.99	71.97	70.59

【使用料対象の補正】

⑨営業改善率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.08	0.06	0.04	0.07

【営業の更新投資・老朽化対策の実施状況】

※ 法適用企業と類似団体の区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業債比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画

(単位:千円,%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
区 分		決算	決算	予算											
収益的収入	1 総収益 (A)	56,921	60,053	56,999	63,408	62,332	61,964	63,486	64,095	68,970	65,961	66,884	66,904	65,467	62,265
	(1) 営業収益 (B)	12,314	12,264	12,122	11,841	11,728	11,618	11,514	11,413	11,316	11,223	11,133	11,047	10,963	10,882
	ア 料金収入	12,314	12,264	12,120	11,841	11,728	11,618	11,514	11,413	11,316	11,223	11,133	11,047	10,963	10,882
	イ 受託工事収益 (C)														
	ウ その他			2											
	(2) 営業外収益	44,607	47,789	44,877	51,567	50,604	50,346	51,972	52,682	57,654	54,738	55,751	55,857	54,504	51,383
	ア 他会計繰入金	44,348	47,788	44,877	51,567	50,604	50,346	51,972	52,682	57,654	54,738	55,751	55,857	54,504	51,383
	イ その他	259	1												
	2 総費用 (D)	33,735	33,317	30,169	31,448	30,927	30,303	29,757	29,086	28,501	27,801	27,172	26,434	25,804	25,106
	(1) 営業費用	22,408	22,461	19,746	21,687	21,767	21,757	21,837	21,826	21,917	21,907	21,997	21,987	22,077	22,067
ア 職員給与費	8,099	8,516	7,904	8,620	8,620	8,620	8,620	8,619	8,620	8,620	8,620	8,620	8,620	8,620	
イ その他	14,309	13,945	11,842	13,067	13,147	13,137	13,217	13,207	13,297	13,287	13,377	13,367	13,457	13,447	
(2) 営業外費用	11,327	10,856	10,423	9,761	9,160	8,546	7,920	7,260	6,584	5,894	5,175	4,447	3,727	3,039	
ア 支払利息	11,158	10,598	10,123	9,461	8,860	8,246	7,620	6,960	6,284	5,594	4,875	4,147	3,427	2,739	
イ うち一時借入金利息															
イ その他	169	258	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
3 収支差引 (A)-(D) (E)	23,186	26,736	26,830	31,960	31,405	31,661	33,729	35,009	40,469	38,160	39,712	40,470	39,663	37,159	
資本的収入	1 資本的収入 (F)	12,444	13,247	16,820	24,900	22,000	19,200	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	(1) 地方債	12,300	12,800	16,800	22,900	19,000	19,200	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	うち資本費平準化債	12,300	12,800	12,500	22,900	19,000	19,200	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	(2) 他会計補助金														
	(3) 他会計借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金				2,000	3,000									
	(6) 工事負担金	144	447	20											
	(7) その他														
	2 資本的支出 (G)	37,944	39,256	40,637	56,860	53,405	50,861	49,729	51,009	56,469	54,160	55,712	56,470	55,663	53,159
(1) 建設改良費		148		14,700	10,000	6,200	3,800	3,800	7,800	3,800	3,800	3,800	3,800	5,800	
うち職員給与費															
(2) 地方債償還金 (H)	37,944	39,108	40,637	42,160	43,405	44,661	45,929	47,209	48,669	50,360	51,912	52,670	51,863	47,359	
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引 (F)-(G) (I)	△ 25,500	△ 26,009	△ 23,817	△ 31,960	△ 31,405	△ 31,661	△ 33,729	△ 35,009	△ 40,469	△ 38,160	△ 39,712	△ 40,470	△ 39,663	△ 37,159	
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 2,314	727	3,013												
積立金 (K)			100												
前年度からの繰越金 (L)	3,053	739	100												
前年度繰上充用金 (M)															
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	739	1,466	3,013												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)															
実質収支	739	1,466	3,013												
黒字 (P)															
(N)-(O) 赤字 (Q)															
赤字比率 ($\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100$)															
収益的収支比率 ($\frac{A}{(D)+(H)} \times 100$)	79.4	82.9	80.5	86.1	83.9	82.7	83.9	84.0	89.4	84.4	84.6	84.6	84.3	85.9	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)															
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)	12,314	12,264	12,122	11,841	11,728	11,618	11,514	11,413	11,316	11,223	11,133	11,047	10,963	10,882	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)															
健全化法施行令第16条により算定した (T)															
健全化法施行規則第6条に規定する (U)															
健全化法施行令第17条により算定した (V)	12,314	12,264	12,122	11,841	11,728	11,618	11,514	11,413	11,316	11,223	11,133	11,047	10,963	10,882	
健全化法第22条により算定した ((T)/(V) × 100) 資金不足比率															
他会計借入金残高 (W)															
地方債残高 (X)	616,418	590,110	566,273	547,013	522,608	497,147	467,218	436,009	403,340	368,980	333,068	296,398	260,535	229,176	

○他会計繰入金

年 度		前々年度	前年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
区 分		決算	決算見込	予算											
収益的収支分		44,348	47,788	44,877	51,567	50,604	50,346	51,972	52,682	57,654	54,738	55,751	55,857	54,504	51,383
	うち基準内繰入金	44,348	47,788	44,877	51,567	50,604	50,346	51,972	52,682	57,654	54,738	55,751	55,857	54,504	51,383
	うち基準外繰入金														
資本的収支分															
	うち基準内繰入金														
	うち基準外繰入金														
合計	44,348	47,788	44,877	51,567	50,604	50,346	51,972	52,682	57,654	54,738	55,751	55,857	54,504	51,383	